

○予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて

平成 16 年 6 月 10 日 国官会第 366 号

国土交通省大臣官房長

改正 平成 29 年 3 月 14 日 国官会第 3861 号

予算決算及び会計令第 85 条の基準については、平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 366 号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

1 本基準の運用の基本方針について

(1)本基準は、「当該契約の内容及び適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 86 条の調査を行うものであること。

(2)したがって、本基準に該当する場合であっても、令第 86 条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容及び適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。

(3)令第 86 条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容及び適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第 85 条の基準について(協議)」(平成 16 年 6 月 8 日付け国官会第 366 号)の別紙「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」第 1 号の契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 と、10 分の 7 に満たない場合にあっては 10 分の 7 とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第 85 条の基準について (協議)」の別紙「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」第 2 号の契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8 まで (地質調査業務にあっては同第 3 号の契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで)の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の100/108 円) と記載しておくものとする。

附則

本通知は、平成29年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。